

被災市町村の行政機能の確保に向けた推進会議設置要綱

1 目的

「被災市町村の行政機能の確保に向けた検討会議」において整理された課題や方向性などについて、今後、各部局等が所管する個別施策への反映等に係る総合調整や進捗状況について協議を行い、行政機能確保のための取組や施策等が速やかに展開されることを目的として、「被災市町村の行政機能の確保に向けた推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

2 所管事項

- (1) 関係各部局等が所管する市町村の行政機能確保のための施策や取組の総合調整と進捗状況等の協議に関すること。
- (2) 市町村の行政機能確保に係る国及び他県の動向や取組等の情報共有と市町村等への情報発信に関すること。
- (3) その他必要な事項

3 組織

- (1) 会議は、議長及び委員をもって構成する。
- (2) 議長は、地域行政局長をもって充てる。
- (3) 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

4 会議

- (1) 会議は、議長が招集しこれを主宰する。
- (2) 議長は、必要に応じて委員以外のものの出席を求めることができる。

5 ワーキンググループ

- (1) 推進会議の円滑な運営を図るためワーキンググループを置く。
- (2) ワーキンググループは、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- (3) その他必要に応じて上記以外のものの出席を求めることができる。

6 庶務

推進会議の庶務は、北海道総合政策部地域行政局市町村課において処理する。

7 見直し期限

推進会議は、平成28年4月1日から起算して2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、会議の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年6月12日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1

所 属・役 職		摘 要
北海道市長会事務局次長		
北海道町村会事務局長		
北 海 道	総務部危機対策局長	
	総合政策部次世代社会戦略局長	
	総合政策部地域創生局長	

別表 2

所 属・役 職		摘 要
北海道市長会事務局参事		
北海道町村会事務局政務部長		
北 海 道	総務部危機対策局 危機対策課課長補佐（危機管理）	
	総合政策部次世代社会戦略局 デジタルトランスフォーメーション推進課 課長補佐（地域デジタル化）	
	総合政策部地域創生局 地域戦略課主幹（地域調整）	
	総合政策部地域行政局 行政連携課課長補佐（連携・分権）	
	総合政策部地域行政局 市町村課課長補佐（行政）	